

第10回 国立市保育審議会会議録

- 日 時** 平成28年8月2日(火) 午後7時～午後9時
会 場 国立市役所3階第3・第4会議室
出席委員 委員 10名
(新開 よしみ、竹内 幹、近藤 佳子、和田 美佳、川田 あゆみ、
北島 健太郎、福島 美智子、川上 冴子、江良 志津子、大瀧 みどり)
- 内 容** 1. 公立保育園民営化ガイドラインの作成について
2. その他

【会長】 では、皆様おそろいになりましたので、ただいまより第10回の国立市保育審議会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは早速ですが、事務局より配付資料についてと進め方について、説明をお願ひいたします。

【事務局】 皆様、こんばんは。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは初めに、本日の配付資料について確認させていただきます。本日の配付資料でございますけれども、次第の次に、第10回審議会資料のNo.1としまして、「公立保育園民営化ガイドラインの項目別要旨について」の資料をご用意させていただいております。こちらは皆様に事前メール等で先週、送らせていただいているものと同じものになります。

そのほかに参考資料といたしまして、委員の皆様には、参考資料1「公立保育園民営化ガイドラインについてのアンケート」というもの、こちらは委員が独自に公立保育園の保護者の皆様に実施されたアンケートの概要と結果をお届けいただきましたので、そちらを配らせていただいております。もう一つ、参考資料2といたしまして、「公立保育園の民営化に対する意見書」というタイトルで、公立保育園の各保護者会の会長の連名で審議会あてに意見書をいただいております。こちら写しを配付させていただきます。ご確認いただければと思います。

それから最後に、前回、第9回の審議会の議事録を委員の皆様へ配付させていただいております。こちら確認を後日していただいて、修正等がありましたらご連絡ください。確認が取れ次第、市のホームページのほうで公表していきたいと思っております。

配付いたしました資料につきましては以上となりますが、配付漏れ等ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

そうしましたら、続きまして、本日の進め方について説明させていただきます。前回の審議会において、特に保護者の皆様へ不安を感じている項目を中心にご議論いただきました。そこでいただきました意見を踏まえまして、ガイドラインの各項目の要旨、ポイントとなる部分を資料No.1としてまとめさせていただいております。この資料をたたき台に、再度、各項目のポイントを整理していただければと考えております。

ご議論いただく前に、参考資料1に配付しましたアンケートの結果がございますけれども、こちら

に目を通していただければと思います。公立保育園の保護者の方々からの意見でございますので、こちらの意見を踏まえてご審議いただければと思いますので、この後、少しお時間をとっていただいて、お目を通していただければと思います。

本日の進め方については以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。では、この資料No.1 というもの、前回の議論をもとにガイドラインのポイントを項目ごとに書いていただいた資料となっています。きょうはこのガイドラインの骨子ができればと考えていますが、先ほどご説明のあった保護者のアンケート、参考資料1ですが、昨日届いたということで、皆様も本日初めて目にするので、せっかくのご意見いただいたものですので、10分ぐらいお目通しいただく時間にしたいと思います。よろしくお願いいたします。15分ぐらいに始めたいと思いますので。

委員のほうで事前に説明とかされますか。この目的とか方法とか。

【委員】 先に失礼させていただきます。前回、審議会において回答に困ってしまったので、根拠づけといった意味でも、全保護者に対するアンケートを7月22日から30日の間に行いました。全部で124件回答をいただいています。上の3項目については必須項目ということで、必ず回答してもらうことになっていて、残りの2題、自由記述に関しては、必須ではなくて任意項目で提出してもらっています。

一番上の「事業者、社会福祉法人決定の選定委員会に保護者が入るべきか」という点ですが、前回の審議会でありました、責任の負担とかも事前にメールでお伝えした上でアンケートを回答してもらいました。やはり80.3%ということで、「選定委員会に保護者が入るべき」という声が多かったのが見てわかると思います。

2問目、「合同保育の期間について」というところでも、「1年間は必要だ」という意見が圧倒的に多くて87.7%の回答をいただいております。

3点目の「合同保育の期間、年度変わり、4月を起点として前後どちらを希望しますか」という質問ですが、私のほうで質問を間違えてしまったかなと思ひまして、最初の年度開始前、前年度中の合同保育、進級したときの担任の先生は新しい事業所の先生ですということで、この書き方を約3カ月以内という、前回の審議会のままの質問にしてしまったのでこういう回答が出てしまったのかなと思います。2問目の年度開始後、新年度の合同保育、進級してもこれまでの先生が1年間変わらないということ、数カ月とも書いてあるのですが、やはりここが76.2%ということで多くなってしまっています。もしかしたら、2問目の合同保育の期間1年間は必要だと思いますかという意見をいただけてからまた違う質問をしたら、回答は違ったのかなというふうに思いますが、一応参考にしていただきたいと思います。

以降は自由記述で、ガイドラインに載せる際に意見などありましたらということで、かなりの意見を予想以上に多くいただいております。

もう一点は、モデル園にしたいという話が前回あったと思いますが、イメージを含め希望がありましたら記述してくださいということでも自由記述が多くありますので、残りの時間、見ていただきますようお願いいたします。

【会長】 それでは、お読みいただいて、資料No.1に沿って審議を始めたいのですけれども、資料No.1について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、こちらから資料No.1を少し、簡単ですが、説明させていただきます。

まず、前回の議論の中で、保護者の不安な部分ということで項目別にご議論いただきました。そうした意見を反映させておりますけれども、それ以外で触れていない項目もございますが、そちらは今、事務局のたたき台ということで整理させていただいております。

一番上の理念につきましては、国立市では設けないということで、ここでは書かせていただいております。

2の目的についても、基本的なところを記載させていただいております。移管の基本的な基準を定めるということと、民営化に対する不安を解消しながら円滑な移管を行うということ、それから、優良事業者の参入を促し、安定的、継続的な保育園運営を達成することを目的とするといった趣旨でございます。

②では、まず、1園やっていくというのがありますので、その部分に適用しますよということと、あと、それ以降は、検証を踏まえてさらに民営化を進める際には、その時点での状況を踏まえて見直し・検討を加えて引き継いでいくという内容でございます。

3、4については、設けないという形で整理しております。5の対象園の選定と実施時期というところでは、対象園がガイドライン策定時点では決まりませんので、対象園は書けませんけれども、決定した際には速やかに公表していくということの記載と、あとは、民営化対象となった保育園の保護者の方々に説明会を実施していくということの記載になります。説明会はどういった説明会がよいのかという視点もこの場に出していただければと思います。

2ページにまいりまして、6の手法ですが、こちらは民設民営というのがありますので、そのような記載になります。

6の(2)運営主体についても、実績ある社会福祉法人という説明の内容となっております。

(3)財産については、民営化園が決定されていないので、この時点では記載しないでもいいのかなということで整理させていただいております。

(4)事業者の募集方法ですけれども、公募で行うというのがまずありますので、こちらを記載して、他市の状況などを踏まえて、期間を2カ月以上設定するというのを整理させていただきました。そして、募集要項は公開していくということのを要旨としては整理しております。

前回多く時間を割いたところが(5)の選定方法でございますが、まず、事業者の選定委員会を設置することについては、委員構成は記載していきます。それから、プロポーザル方式によって実施するというのと、業者がいなかった場合は、再公募は当然である、この点については記載しないでもいいのではないかというのが前回の議論でありました。

ここでの論点でございますけれども、保護者の方が参画するかどうかというのは、前回の審議会で、次回もう一回、議論しようという話でございましたので、その際にパターンを幾つかつくってほしいというのがありましたので、3つほどこういった観点になります。パターン1で、保護者が委員として参画する方向。パターン2が保護者の意見を代弁する専門家の方が委員に入るという方法です。パターン3が、事業者の選定委員会において保護者から意見を伺う時間を設ける、機会を設けるということで、その意見を反映させていくパターンを書かせていただいております。

項目が幾つもありますので、まずこの1ページ、2ページのところで一回ご議論いただければと思います。

【会長】 わかりました。まず、前回話したのは今、ご説明のあった5番のところを中心でしたが、最初から見てみて、今のご説明で、1ページで何かご意見ありますでしょうか。事務局のほうからは、

民営化が決定した場合、一番下ですが、説明会をどういう形で行うのがいいかというご意見をいただきたいということだったのですが、いかがでしょうか。

【委員】 参考資料1の、委員からいただいたアンケートの結果、たくさんコメントをいただいていますよね。それで、やっぱりオープンにしてほしい、結果を開示してほしい、ディスカッションする機会が欲しい、あるいは、一つ一つの項目に保護者が意見を言えるようお願いしたい、公表する、こまめに伝えてほしい、公表してほしい、とにかく公表してください、私、8カ所見つけたのですが、これは事務局側の立場としてわかります、お話しすると本当に、休日返上で働いているところもあるので、かなりやっているところもあるのですが、ユーザーとしては、なかなか見られない。もちろん、私個人的な意見を申し上げれば、ユーザーなので、ちゃんとウェブサイトに審議会の情報が上ったら全部見るべきだというのは思うのですが、忙しいので、どうしても公表してないのでは、決まってから、じゃあ、説明会です。パブリックコメントもそうですけど、全部決まってからほとんど微修正の段階で何か言われてもという気持ちです。ですから、決まるところは決まるのは当然ですから、なかなかあれでしょうけれども、やっぱり説明をする機会をいいチャンネルか何かないかなというのは思っています。例えば、我々の審議会の内容、ないしは、審議会がありましたというのは、どういう形で保護者に伝わっているのでしょうか、公立保育園の保護者に、市のほうから。

【委員】 審議会委員として……。

【委員】 いえ、市のほうから、オフィシャルなものとして直接来ておりますか。

【委員】 審議会の日程表みたいなものは張ってあります。

【委員】 周知の方法は結構問題で、やっているというのをしっかり出してれば、ホームページで見られるから、そこで見ないのなら、さすがに自覚を持ってほしいと私は思いますけど、せめてお便りを見るくらいはそんなに難しいことではないですよ。ちゃんと入れて、議事録の項目立てでもあるので、皆様もとても大事、大事とは言えないのか、とにかくありました、見てくださいますぐらいはすべきだよという気がします。そうしないと、やはり、では、いつ説明会します。何とか頑張ってみたら、でき上がって、(案)という名はついているものの、ほとんど方向性が決まったのが出てくるということになってしまうので、やっていますというのを紙で伝えるべき。ぜひやってほしいと思います。

【委員】 市のほうからではなく、保育園サイドのほうでは入口で配っています。

【委員】 それじゃ、市のほうからこういう形でやっているわけですから、何の問題もないですね。あくまで通達っぽく、ニュートラルなお役所文書になっちゃうでしょう。それはそれでいいですけど、ただ、やっぱり配るべきだと思います。保育園サイドからなると、どうしてもスタンスが消えてきちゃうので、それはぜひ、問題なくできますよね。それはぜひやってほしい。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 立川市で同じような民営化の話をやっているときに、「民営化ニュース」というのを出しています。例えば、保護者説明会でどんな質問があって、どんなふうに答えたかの要旨が載っていたり、見学会の日程、バスを出しますねとか、そういった話なんかも細かく載っていて、A4版1枚か、その裏表ぐらいだと思うのですが、盛りだくさんの内容があるわけではないのですが、かなりの号数が出ていたので、これが年1枚とかだとあまり自覚はないかもしれないですけど、月1ぐらいで、民営化、民営化と見ていると、皆様民営化と思って興味を持ちやすいかなと、立川市を参考にしていたけるといいかなと思います。

【委員】 あるいは、携帯アドレスを登録してもらっただけでも、一斉送信をしていけば、自然にわかるでしょうし。

【会長】 では、ほかにご意見ありますか。決定する前にも今の動きから、事務局のほう、積極的にこちらのほうから情報公開して届くように強調していくということ、できますでしょうか。

【事務局】 今までの懇談会、説明会で直接的に声を聞いていますので、それに対しては積極的にやっていきたいと思います。

【会長】 では、今回の審議会のことも含めてよろしく願いいたします。8月から実施していただくということでよろしく願いいたします。

ほかに説明会ということについて、ご意見、ご希望ありますか。

【委員】 確認に近いですが、一番下の民営化対象保育園の保護者に対していう、その保護者というのは現役に対してですか、それとも民営化にかぶる世代に対してなんでしょうか。

【会長】 それは決まってないですね。どちらが委員は望ましいと思いますか。

【委員】 実際は、ゆくゆく預けるほうの人たち、要するに、今、預けて、もう2年後、3年後に民営化になるかもしれませんということ、保護者をもっと下にいるわけですね、当事者。当事者に説明するのか、現役、今通っている保護者に対しての説明なのか、あるいは、説明する方法、アナウンスの仕方、その辺はどうでしょうか。今、私、こうやってかかわっていますけれども、これで子どもはおそらく、預けることがない中でこうやって話をしていますけれども、実際はもっと若い世代、子どもを持っている世代のほうが強意識を持っているはずですし、そういう人たちからの意見を聞くべきだと思う。現役の公立の保育園に対して説明をします。でも、実際かかわってくるのは2つ3つ下、まだ入っていない子かもしれないというところのニーズを一番拾うべきだとは思いますが、そこは例えば、戸籍云々からそういうチェックバックができるはずだから、そういう人たちに対してのアナウンスを、園に対してもそうですけれども、保護者に直接的にもするべきではないかなと思います。

【会長】 それはとてもいい意見だと思うので、ここで民営化対象保育園の保護者に限定せずということだと思う。その対象園以外の園の方も、もしかしたら自分たちのうちに来るかもしれないと思ったら、説明会を聞きたいという人もいるだろうし。

【委員】 もしかしたら近所の私立に行くかもしれないけど、でも、民営化になって、もしかしたらこっちのほうがいいかもしれないって思う人もいらっしゃるかもしれないし。

【委員】 恐らく市の立場としては、行政の立場としては、市報でしっかり公表しているということなので、もちろん、そのとおりで何も包み隠すことはないですが、要は、頻度が問題なので、市報を見ていると思います。いろんな情報に日々さらされる中で、当事者の、行政でやっている人は毎日、担当で業務をやっている人と、月に1回、そういう情報に触れるかどうかだと違うので、説明会、かなりのパブリックコメントぐらいの段階ですと、おっしゃったように、これから子どもを持つ前は厳しいでしょうけれども、0歳、1歳、2歳に一斉にはがきで送信してみるとかはあるでしょうね。公表云々は、事務局としては市報でしっかり出ている気がするのです、説明が。しかし、頻度なので、信頼度が上がるかもしれません。

【委員】 記憶している範囲で、この前、市報にこの委員会のことが載っていたと思ったのですが、1年間やってこれぐらいかと。現状そうですね。

【委員】 これは基本的には、対象者にとこの説明の意味ですね、おそらく。

【委員】 でしょうかね。

【委員】 より理解をしてもらうために。「新たに保育園の入園を希望する保護者に配慮し、ホームページ等で公表する」と上には書いてありますけれども、それ以上にもっとということですかね。

【委員】 ちなみに、参考資料のアンケートの保護者というのは、現役？

【委員】 現役です。

【委員】 まあ、そうですね。

【委員】 正直言うと、議事録に残ってもいいですけど、これだけいろんな民営化の話をしているのに、もし公表してほしいとおっしゃっている方々、わかりません、本当に全然わからない、もし私の発言で何か不快な思いをしたら申しわけないと事前に謝罪するんですけど、この答申案とかホームページに出ている段階で見ていないのに、いざ出てきて、こんなの知らなかったって言っているのだとしたら、それは市民としての自覚をもうちょっと持ってほしいなと思います。もちろん、「公表してください」と書いている方がそうだとはい決して思いませんけど、それは少し思いますね。当事者なのに。とはいうものの。かなり公表はしているというのが私のイメージです、一応、立場的に。

【会長】 ガイドラインには、「より積極的に公表をする」ということを足す形でよろしいですか。こういう人を対象に説明会をすることによってということをもう少し、この説明会はオープンにすることによってということに足しますか。対象園の保護者向けの説明会だけれども、そこをクローズではなくて、参加したい人は参加していただくというような表記を加えていただくことでよろしいですか。

ほかに1ページ目で何かございますか。

【委員】 ガイドラインの目的のところ、2番目の、「ガイドラインは、市で最初となる公立保育園の民営化に対して適用する」の後の文章って、これはつけなきゃだめなことでしょうか。何かこれまで答申でも、民営化した後はしっかり検証を行った上でという話があったと思うんですけども、ガイドラインの目的のところこれを記載する必要はないのではないかとこのように読んでいて思うんですが、いかが思いますか。

【委員】 私もそれを読みまして、「引き継いでいくことを記載する」とかということは要らないと思いましたし、また、民営化の検証をしっかり行うということは載せてもいいと思いますけれども、それを定期的に行う、三者会議がきちんとした検証を行う、誰がというところまでも入れておいたほうがいいと思ひまして、それは入れてもいいと思いますが、この1園後の継承ということになっていましたので、その後のことは載せる必要はないかなと思います。

【会長】 この点はよろしいでしょうか。では、1行目のみにして、その後のことはここ、目的ではないので。委員、お願いします。

【委員】 ここを読んだときに、私は最後に、もし万が一民営化しても、万が一何かあったときには、当てはまらないこととかいろいろなことが起こったときには、保護者とか市のいろいろな協議して、ガイドラインの訂正を含めて見直してやっていくことをするというのを、さらに書いたらどうでしょうか。そうすると、いろいろなことがあったときに、それを見直すところがあれば、この中で変えていくことは変えていくという姿勢を、ガイドラインの中に、最後にでも入れてほしいなという気がしました。

【会長】 これは今の新しい項目ということで、全てのガイドライン、本ガイドラインは民営化実施後に見直しをしてということに明記する、書いていくということですかね。活用していくということで、その後の展開に活用していくというようなことを加えたほうがいいのかという。

【委員】 ガイドラインの中に、もっとこういうふうにしたらいいか、そういうことが出てきたらいい。決定とは思いますが、そういう含みを入れたほうがやさしいかなと思ったのですが、ガイドライン全体の中で。

【会長】 骨子に当たるところを途中で変えてもいいっていう余地を残すということですか。

【委員】 それはまずいですけど、2園になるときにもそういう可能性がある。

【会長】 一応、これはだから最初となる、2園目の対象ではなくて、1園目の。

【委員】 1園目ですけど、やってみて不都合が出る可能性がある。検証はしっかりと行ってほしいというのはありますよね。それでも、途中で移行しながらも、不都合が起きたらガイドラインを多少変えていくということですかね。

【委員】 ガイドラインを変えるというのはどうかと。何のためのガイドラインだろうかという気もするので。

【委員】 最後のその他というところで、狛江市のことが載っています。

【会長】 「このガイドラインは民営化に関する基本的な理念と基準を示したのですが、万が一、この基本的な事項においても定まらない事態が発生した場合は、保護者と市の協議によりこのガイドラインの改正を含め見直すことができるものとします」。これはこれから準備していく、狛江市はそうじゃなかったか、1園だけではないですよ。だから、最初につくったガイドラインで狛江市が幾つかしていく中で、途中で改正が必要になった場合には改正するということだと思いますので、本市の場合は、必要ないですよ。

【事務局】 補足ですが、これは今回、1園目は社会福祉法人ということで、これに対する民営化の基本的なガイドラインということではありますが、仮に今後、例えば、財団の手法だった場合には、このガイドラインだけでは足りなくなってきたりしますので、これは基準にしながらという考え方で整理になろうかと思えます。

【会長】 もし目的に加えるとすれば、「最初の園のためのガイドラインである」、つくることが目的ですが、その後の民営化についても検討資料となるように作成するというのを目的に加えるということは可能かもしれないですね。効果の検証のための資料とすることを目的とするとか、次へ向けてということは、足せるのは足せるかもしれない。

【委員】 そこが読んでわからなくて、1園目だけなのか、それに続く園についての記載は、する必要があるのかなのか、それはどこかに入れておいたほうがいいのかとか。今後も何となく全部これでいくように読んじゃう人もいると思う。国立市の保育園の民営化ガイドラインということで、まず、1園目についてだったならば、そこがわかるように。

【会長】 それでおそらく目的に「このガイドラインは、最初の園のためのガイドラインです」ということを記載する必要があるわけですよ。どこかに続きが入っているのでしょうか、ある特定の保育園のためだけのガイドラインですという市もありましたよね。それに近いと思います。

【委員】 逆に、その後に続く対象園についてはどうだということをどこかに書いてあったほうが、今、事務局の方も言ったように、参考にできるところ、また、そっちがどうなる場合には、このガイドラインが利用できるのは限られてくるということは、記載は要らないものなのか。

【会長】 その他のところにそういったことを書く。いかがでしょうか。

【委員】 市によっては名前がついていますよね。何々保育園のためのガイドラインみたいになっていますので、ここはそれが決まっていないので、最初の1園と限定して、それでいいのではないかと

と。

【会長】 次のことは一切記載しないで、そのことだけを書くという方向でよろしいですか。

ありがとうございます。ほかに1ページ目、2ページ目もありますけれども、2ページ目も含めてお願いします。

【委員】 最初の理念のところは基本的な考えなので、国立市保育審議会答申にも子どもの最大の利益が実現される社会を目指すということがありましたので、子どもの最善の利益を優先するということは載せてもいいかなど、個人の意見です。

それから、ガイドラインの目的の①のところですが、「ガイドラインは、公立保育園の民営化にあたり」というところで、移管の基本的な基準の前に、「市と保護者が」というのを入れたいなということと、「市民・保護者・事業者等に広く示すことにより、民営化に対する」の次に「子どもと保護者の不安を解消しながら」というのを入れたいということと、「円滑な移管を行うとともに」、「優良事業者」の前に「公立で積み重ねてきた保育の質を維持し、向上できる」事業者の参入をということを入れてほしいなという意見です。

【会長】 今のご意見、2ついただきましたが、理念は、他市の中では国分寺市だけが民営化に当たって、「子どもの最善の利益を優先します」という理念をガイドラインに載せていますが、それと同じように入れたいということですが、いかがでしょうか。

賛成ということでよろしいですか。

では、入れるということでよろしくお願ひいたします。

もう一点は、ガイドラインの目的の①基準を定める主体が市と保護者、保護者だけが主語であってよろしいでしょうか。

【委員】 主語がどこかなと思っていました。

【会長】 ガイドラインは保護者が定めるものではないですね。

【委員】 「移管の基本的な基準」、あ、そうか。

【会長】 市民に広く示す、保護者にも広く示すので、保護者は示される主体であって、定める主体ではないと思うのですが、いかがですか。もちろん保護者の意見を尊重して、十分に伺いながら定めるのは市が定めるガイドラインではないですか。事務局のほう、どうですか。ガイドラインというのは誰が定めるのですか。

【事務局】 市が定めるので、今、保育審議会にその基本的な考え方を諮問していますので、主語は市。ただ、それは市民のご意見、あるいは、保護者のご意見を聞きながら、ここに書かれていることで定めていくという考え方でよろしいかと思ひます。基本的な考え方ですね。

【会長】 市が定めたものをこれでよろしいかどうかということをお広く市民に示して、保護者にも示して、利用者にも示すというために。

【事務局】 市は保育の実施主体であって、なおかつ、民営化に関しても責任を持つ立場ですので、それをこのガイドラインをもって円滑に進めるという考え方になりますので。ただ、その際、勝手に決めるのではなくて、保護者のご意見を頂戴しながら、当然、保育審議会に諮りながらやるという、そういった整理かなと思ひます。

【会長】 わかりました。もう一点は、不安のところの前に、「子どもと保護者の不安」を入れたいというご意見ですけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。

【委員】 話がそれちゃってごめんなさい。狛江市のガイドラインで、すごく心情的に書いてある

内容のところ、民営化のメリット・デメリットみたいなのが書いてあるんですけど、すごく説得力のある文章なので。

【会長】 このぐらい目的の部分を長文化して丁寧に伝えたほうがいいのではないかというご意見ですね。

【委員】 とっても説得力のある文章だなと思って、そういうわけで、最善の努力をしなきゃいけないということに結びついている文章で、そういうところを、人間味のある文章が入るとまた違うのかなと思いました。

【会長】 いかがでしょうか。ご意見を。

【委員】 私、このガイドラインの項目、8月2日の資料の中の、5ページのところの保育内容の継承だけの三者協議会というのは、どういう位置づけ、ガイドラインは関係ない。

【会長】 ガイドラインで基本的な方向とか方針とかは示していて、具体的なものが三者協議ということもあると思います。

【委員】 具体的に捉えていいですね。いつの時点なのかわからないのですが、ここに新たに出てきた保護者と市と利用者、これはもっと細かい保育内容の継承とかに出てきているのですが、今言っているガイドラインの大まかなほうは、結局は、ガイドラインが決まるということだと思うんですけど、そこに出てくる保護者と市と事業者は、ある意味では実際になってから出てくる問題で、私は、三者協議会というのがどういう時点で出てくるのかなという、ここだと思います。変な質問、私がかかっていないので。

【会長】 引き継ぎの時点で出てくる、大きい項目でいうと7番の引き継ぎの中の(2)、業者が決定して、それが公表されて、その次の段階でどうやって進めていくかということ具体的に当事者同士ということで。

【委員】 結局は、市と事業者と保護者というのがずっとつきまってくる、どの項目であっても、というふうに私は直結的に考えちゃったので、その関係がわからないと、その場面では三者協議ではない。詭弁かもしれないですけども、今、出てくることっていうのは、子どもの最善の利益のためではあるのですが、保護者と事業者と、市がかかわってくるとすれば、その都度出てくる、バックグラウンドとしては出てくるのではないかという単純なことを考えました。言っている意味、わからないでしょうか。私の理解が、結局は、三者で協議していく中で、どこから、形としては出てきているのに、ガイドラインでも結局、保護者と事業者と審議会はそれをまとめている役ではあると思います。何となくその都度出てくる問題。

【会長】 その都度というのは？

【委員】 つまり、内容だけじゃなくて、ずっといろいろ審議していく間にガイドラインを、ガイドラインをつくるということも、もう既に対象はもちろん事業者と保護者。保育内容の継承だけで出てくるのではなくて、その三者っていうのは必ず出てきているから、ずっとこれをするたびに出てくる関係であるとすれば、三者協議っていうのでむしろここは三者で決めるのか、市が決めるのか、保護者の意見を聞くのかという形、ここに限らないのではないかなと思って。私の言っていることが相当違うのでしょうか。

【会長】 決定した時点で、業者と保護者と市が必ず話し合いを持つので、引き継ぎのところだけではないのではないかというご意見ですね。

【委員】 そうです。三者という関係がガイドラインでももちろん保護者の意見を聞く、どこが取

りまとめるかじゃなくて、必ず出てくる問題なのに、ガイドラインのところと最後の保育内容のところで初めて出てきている言葉というのは、私には当然、根底に出てくる関係者なのにと。進め方の問題かもしれないですが。

【会長】 ガイドラインは事業者がかかわっていないですよ。

【委員】 そうということです。

【会長】 ガイドラインのあり方については。

【委員】 わかりました。私の理解が、行政がかかわっていないというお答えをいただければ、私がそこから頭をスイッチさせるという問題なので、わかりました。

【会長】 よろしいですか。目的のところ、先ほど委員のほうから、もう少し人間味のある文面が必要ではないかということがあったので、それも意見として、どのようにできるかどうかということがあるかと思えますけれども、よろしいでしょうか。少し表現を丁寧にしてほしいということです。

できるだけ一番保護者が不安なところを中心にやりたいので、2ページ目に進みまして、先ほど、きょう論議してほしいというところで、(5)事業者の選定方法の②「事業者選定委員会」の委員構成について、当該保育園の保護者の方の参画のあり方について、直接委員として参画するパターン1、保護者の利益を代弁する専門家が参画するというパターン2、たくさんの保護者からの意見を伺う機会を設けて、その意見をきちんと反映させるような形で保護者の声を聞くというパターン3がありますけれども、これについて、皆様ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 私は、保護者が委員として参加するべきだと思うのですが、保護者の意見があった中で、選定委員会の保護者を不要としたのは、そこに参加する個人的な意見もあるし、やはり負担が大きいという意見とかがあったので、1名ではなくて2名、最低必要ではないかなと思います。

【委員】 私はこの事業者を選定するに当たっては、広く保護者の意見を含めて、パターン3が一番いいかなと考えます。

【会長】 委員、お願いします。

【委員】 あとでもう一回1ページに戻っていただいて、民営化の進め方を私は入れてほしいと思うので、それはあとでもう一回言いたいと思いますが、パターン3のような意見交換会のようなものがあると、本当にたくさんの保護者の方の個人的な意見を吸い上げることはできると思うのですが、今までの説明会なんかでもたくさんの保護者の方が意見を言うてくださっても、その一つ一つの項目が私たちの中にしみ込んできて、全部答申に入ったかという、なかなか難しい部分もあるので、3もやりますが、やっぱり保護者も入る。保護者の意見、委員のように、公立保育園を代表してとか、その対象保育園を代表してという方も、もちろんいらっしゃると思いますが、その方が考えつかないような、また別のアイデアを持っていらっしゃる保護者の方もいらっしゃるかもしれないので、保護者は、例えば保護者会ですとか、今回のアンケートのようなものの取りまとめ役としてみんなの意見を代表して言う人としてやはり複数名入り、かつ、その他もろもろ、言いたいことがある方が意見を言える機会をつくるということで、1と3の両方がどうかと思います。

【委員】 僕は、だからこそ3だとは思いますが。どうしても1だとその思いの強さ、ここはいいけど、こっちはどうでもいいと思っている人がいるかもしれないし、そういうのを全部まとめて短時間でポンと話さないと話がまとまりにくくなると思います。どうしても、1だけは何か違うのかな。もちろん意見、大事ですし、吸い上げることは絶対条件ですが、直接的に入れてしまうと、ここに強い思いを持っている人たち、こっちにも強い思いを持っているというので、もし両極端な人が来

たときに、まずまとまらなくなってくるし、時間のないところで、そういうのを代表としてまとめて、話がまとまって、これをこうしたいですと。まして、そのいろんなことに対して注意を払わなくちゃいけないわけで、そこに保護者が直接的に入ってくるのが、個人的にはいいこととは、まとまりにくくなるかなという観点から、そう思います。

【委員】 それに誰が入るのでしょうか。

【委員】 それはまた決めます。

【委員】 まだ決まっていない。

【委員】 当事者かなっていう話をさっきちらっと、僕も振ってみたのですが。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 私もどちらかというところ、パターン3がいいのではないかと。いろんな意見を聞いた上で、取りまとめの人がっていうことが一番いろんな意見を聞けるのではないかと思いますけれども。

【委員】 それは、事業者が例えば声を上げて、既に国立市の中でやっていらっしゃる、例えば私立園Aがこうやりますとやってきました。その1園だけです。では、皆様どうですかというときの委員会の話ですよ。

【委員】 選定委員会。

【委員】 選定委員会。その一つの園に対して、いいとか、私はあそこじゃだめとか。例えば、大ざっぱな話で言っちゃ、多数決にしますみたいになって、何人いるのかわからないですけども、10人いたとして、6対4で今回の園はだめですとなっちゃうかもしれないわけですよ。そういうとき、選定委員の不利になるということですよ。

【会長】 その次に選定基準というのが3ページにありますけれども、まずは、選定基準に沿っているかどうかというのを客観的に判断できること、選定委員会で揉みますよね。公募ですので、1園ということではなくて何園か応募してきたときに、基準を満たしている園というのをピックアップして、それに対して、プロポーザル方式ですからプレゼンをしてもらって、質疑応答をして、どこが一番ふさわしいかということを決めていく部分だと思う。

【委員】 ある程度期間というか、全部にかかるとのことですよ。

【会長】 そういう意味ですよ。私はそういう意味だと思いますけれども。

【委員】 どっかの区切りは、市がバツとやって、これは基準を満たしていないから、10個来たうちの5個は全然無理だということを市が例えばやって、5だけをかけてくるかっていうことではなくて、この辺も含めて全然決まっていないということですか。

【事務局】 例えばですが、5つ手を挙げました。そうすると、まず第1次審査があったとすると、財務状況をまず見るわけです。赤があると、これはだめだと、これは落ちますよと。

【委員】 そういうのは市がもう、基本的に。

【事務局】 はい。もう安定した運営はできないよねということであれば、まず1次で落とします。残った2次については、本来、プロポーザルというのは、1次について選定基準は幾つか項目がありますけれども、1次も選定委員会にかけて基準を決めて、落ちるか入るかやりますけれども、2次については、今度、プレゼンをしたことに関して、例えば、3番の選定基準についての項目で、評価点をつける。例えば、委員が10人いたとしたら、公共性を持った事業者であるということはどう思うかという選定項目があったとすると、1から5点の中で10人の人が何点をつけていくのか。それは各自見せませんので、後で集計を出します。その中で総合的に判断をする。お互いの点数は見せま

さんの、こっちは何点だ、何点だというのは、それは個人の主観になりますので、プロポーザルというのはそういうやり方を考えています。

【委員】 重大な役目ですね。

【委員】 各項目の中でまず失格要件があって、そこは絶対1次で落とすと。

【委員】 書類審査みたいなことですよ。

【委員】 そのふるいにかかったものが2次みたいなものになってきて、そこに選定委員、保護者もいるかどうかわからないけど、含めて話し合っ、もちろん、それはプレゼンも含めて匿名でやるとは思われるのですが。

【事務局】 1次の内容についても、選定委員と一緒に考えていただく内容だと思います。こういう項目をチェックし、1次の選定の基準にしようねと。じゃあ、落ちました。2次のプレゼンについては、またその項目についてはどうしようかと決めて、それをあとは各自が評価、主観で見っていく。

【委員】 あとは、加点方式じゃないですけど、トータルで何点のトップのところ認可を与えるとか、そういう話になるのかなとは思いますが。

【会長】 はい、お願いします。

【委員】 私は、パターン1、3と意思つつも、パターン1が難しいのは、委員の参考資料1、アンケートで書いていただいた、参考資料1の2/4ページ、真ん中あたりですけども、選定委員会に保護者を不要としたのはという方のご意見ですよ。この人はこういう意見だ、私もすごく同じものを持っている。つまり、代表するというのは選挙をするわけでもないし、代表できないですよ。あくまで保護者の一人としてその場に委員としているわけです。あとは、例えば、みんなの意見なり好みが違うときに、例えば、プロポーザルでA園とB園2つあって、A園として決まった後、市の全体の方針として、実はB園のほうがすごくよかったという人もいますでしょう。そのときに、あなた、委員会に出ているのに何でAにしたのかななどと言われると、すごく困るし、保護者同士で、B園が好きな人たちが、A園になってしまったみたいなことを言われると、すごく困る。これはやっぱりパターン1で委員として参画するのはすごく責任が重過ぎるし、代表もできないので、厳しいな。

もう一つは、事業者選定委員会をどういう規則で設定するかわかりませんが、委員以外の人の意見を陳述する人として置くことができるっていうのはよくあることだと思うので、そういう形で、委員じゃないのだから、毎回出席してもらおうオブザーバーとかという形にしてもらえれば、ちゃんと来ていただいて、出席者として謝金等を払っているし、委員ではない形で、オブザーバーみたいに出てもらうパターンにして。

パターン3は、これも前回を見ていて、実際、タウンミーティングみたいにしなせようと言いながらも、事務局から出てくるのはほとんど決まったものが出てきて、それでじゃあ、話しましょうという、実際、ここでいろいろ話しているはずですが、ユーザー視点からすると、またこれかという気がする、もっと前の段階でどんどん意見を聞く機会を設けてほしい。

というのは、実際に、いざ1次選定、プロポーザルが出てきたときにそれはできない、しにくいですよ、財務状況とかが出ていけば。ここは本当にクローズにしなきゃいけないので。しかも、2次審査ぐらいのときにプレゼンテーションみたいなものがありますよね、きっとね。そのときに専門家の立場で見ると、ユーザーの立場で見ると、やっぱりユーザーの意見は大事ですけども、専門家のほうがしっかり見ることができる気がする。もしプレゼンのうまい人が来て、あぁいいなと、わかりませんが、やっぱり保護者サイドが公正にプロポーザルというかプレゼンを評価できる

とは思わないので、パターン3だけをこまめにやればよいとは思いませんが、私の意見としては、事前の段階でもっとこまめにやる。いざ、できましたよ、どうですか、ご意見伺いますといっても、変わらないのはみんな知っているので、パブリックコメントも実はそうじゃないですか。給食センターの建替えの話も、私は委員でしていますけれども、パブリックコメントが出るころには基本方針が変わらないというのが、ずばりあるので、その前の段階で、選定委員会でどういう項目立てで審査しましょうかという段階で実際、意見を聞きたいなというのはある。

まとめますと、パターン1は、オブザーバーで保護者に来ていただく。パターン3は、事前に粗々の段階でむしろそういう機会にして、あとはクローズドぐらいのほうが、よりフェアな気がします。

以上です。

【会長】 今の委員のご意見に対して何かございますか。これでは困るとか。

【委員】 困りますね。私がまさにその立場だと思うのですが、今、全保護者にアンケートして80%の人が保護者を入れてほしいというふうにも出ている以上、私はその立場である以上、入れてくださいとしか言えないなと思っていて、なおかつ、このガイドラインの目的では、子どもと保護者の不安を解消すると目的に入っているのに、いざ実際、選定委員会には入れませんよというのがすごく矛盾しているように聞こえてしまって、さきほど委員がおっしゃったように、パターン1の保護者プラス意見を聞く機会を設けるべきではないかなというふうに、これまでの説明会で保護者の理解を得られていないと思う。なので、ここでまた保護者を入れないということは、私個人としては出せない。

【委員】 オブザーバー3人じゃだめですか。オブザーバーという、議決権がない形だと困るのでしょうか。

【委員】 事業者を決めるっていうことは、やらなくちゃいけないことで。

【委員】 いいですか。今、その立場として来ております。同様のことがあなたの意見だと、事業選定委員会にも起こる。そこでだめでしたとなったときに、その人の立場、さっき委員が言ったように、何やっているのかとなったときのそのプレッシャーとか、そこから先の生活云々まで考えたときに、多少の恐怖を感じなくもないですよ。だからこそ、ある程度そこは責任を投げる意味でも専門家に集約した意見を預けたほうが、立場を守り、絶対譲らないのはいいと思う。でも、加点減点等々があって、その思いがどうしてもかなわなかった。それでも自分は代表としてその場にいました、その保護者が。でも、周りの思いをすごく背負っている人の意見が通らなかったときに、その人の責任って、周りから見ればすごく重大になってきませんか。

【委員】 そうならないために、2名ないし3名入れればいいのかではないですか。

【委員】 そうすると、その意見を通したいがための数をそろえなきゃいけなくなって、逆の立場があって、その逆の立場の人が多い人数をそろえてきたら、何百人になっちゃって、とりとめがなくなってくるのではないですか。

【委員】 選定委員会に何百人ですか。

【委員】 人数が何人かわからないですけども、保護者の人数も含めて、専門家の人数も含めて、そのバランスが何人かわかりませんが。

【委員】 立川市のところは、選定委員会は対象となる園の保護者が3名、園長1名、弁護士、税理士だったか、6名で構成されていたので、それが私の中では理想だなというふうには思います。

【会長】 私のほうから質問していいですか。委員となる保護者はどうやって選ぶのですか。

【委員】 今回は立候補で決まりましたけれども、対象となる園が決まった段階で、そこから各年

齡の代表を1名ずつ決めればよいのではないかなと。それはそれでまた保護者会で決定していけばいいとは思いますが。

【会長】 そうすると、先ほどのお話にあったように、これからその園に入る人、今、在籍しているけれども、もう卒園していく人と、まだ入ったばかりの人とかありますよね。それは今入っている人たちの意見だけになってしまう、これから入ってくる人とか。

引き継ぎに関しては、私は今、在園の保護者がたくさん入るべきだと思う。でも、市の事業者の選定に、その園にいるからという理由だけでそんなに大きな仕事というか、先ほど危険という話も出ていましたけれども、そこに入ることが本当に国立市の子どもの最善の利益になるのかどうか、どのように保護者の気持ちを駆り立てればいいのかということですけども。例えば、先ほど委員がおっしゃったような、オブザーバーとして必ず見守って、そのやり取りを、成り行きを全てきちんと、どういう手順で決まっていたとか、何点で決まっていたというところで、点数を出すことはできないけれども、意見は委員の方にやり取りができるような、ここはおかしいとか、私たちはこういうことを大事にしてほしいと思っていますとかってことを、選定委員会的时候はオブザーバーかもしれないけれども、そういうやり取りができる立場に必ず出ている人がいるというのは、かなり反映しやすいのかなと思うのですが、どうでしょうか。

【委員】 オブザーバーとしてということですか。

【委員】 やり方は同じです。ここに普通に座るが、単にオブザーバーという形でついているのみ。責任を負わずに済む。

【会長】 点数とか決定のときの多数決に入らないだけ。

【委員】 代表は議決権を持っている。意見の集約というと、難しくなるのかな。

【会長】 例えば、アンケートの聞き方も、選定委員会に保護者が入るべきかという聞き方をすると、それは入るべきだ。入らなければ、私たちの意見を聞いてもらえない、イエスになるように決まっていますよね。でも、その入り方がどう入れればいいのかということだと思います。

【委員】 イエスカノーかは、絶対イエスです。僕もイエスです。ただ、どうかかわるかということ。その代表、すごく皆様周りが、委員を信じてここにいるわけですよ。同様の方法はとれないのか。それが立川でいうところの3人か。だめとは思わないけど。あとは、その保護者にもパターン3に近いような状態の意見交換会をつくってきてもらって、その意見を集約して持ってくるというなら、よりわかりやすいかなとは思いますが。意見を反映させるのは絶対的だとは思いますが。

【委員】 説明会とかこれまでいろんな答申素案、これまで対象の園とかでやってきましたが、きっと保護者の中で意見を集約されたと思っていない人が大半です。ここは別に、公立4園連絡会というところでもアンケートをこの時期に行っていて、160件回答がありました。その中で、民営化に対して「どちらとも決められない」という人が90人いて、「どちらかという悪い」が50人、あと、「悪い」と思っている人が20人いた。その中の理由が、質問しても返ってくる答えが、例えば、民営化のメリット・デメリットに対してどうなるのかを保護者が知りたくても、そういう回答を得られていない、理解を全然得られない。その中で、保護者の意見が反映されていないと思っっている方が多い中で、ここに外してしまうのが、また保護者の方は。

【委員】 いいですか。おっしゃることはすごく実は私はわかる。事務局サイドが大変なのは、アウトリーチが足りないのが圧倒的で、説明が参加者には十分かとか、はっきり言えば、当事者である

保護者の自覚が足りないと、議事録に残ってもいいです、思います。けども、やっぱり足りない。事務局サイドの働きかけも足りなくて、今、委員のおっしゃったそのとおりだと思う。それって同じことが起きて、委員に入っても結局、みんな見ないので、何か決まったってまた後から文句言うだけ。メリット・デメリットはさんざんしたじゃないですか、ここで。全部議事録に残っているのに答えがないって、それはみんな忙しいし、自分で調べてくださいとはっきり私は思います。感情的になりました。

むしろパターン3をちゃんと充実すれば、置いてきぼり感はなくなるはずで、委員に入れたからって全く同じことが起きると私は思います。おっしゃった、アンケートの結果を受けて、自分としてはこう言わざるを得ないと思いますけれども、聞き方が、保護者が入るべきですかと、委員としては必ずしも想定していない答えであろう。だから、オブザーバーをおいて、ただ、投票のところだけはしない形にする。逆に言うと、ノーで2割、19.7%の方、24件あるわけですよね。この人たちがなければいいだけの話なのかもしれませんけれども、そこまで代表しているのかという気がしないでもないです。私、どちらかといえば委員じゃないほうがいいという程度で、あとは黙ります。

【委員】 事業者選定委員会というのはあまりよくわかっていなくて言っていらっしゃると思うのですが、事業者を決めるのは大変なことで、園をどういうふうに運営していくとか、いいほうに持っていくというのは別の問題だと思います。そういったとき、父兄の話は大事だと思うのですが、選定するときというのは、違うのではないかという気がします。

【委員】 希望のハードルがどんどん上がってしまうような気がする。もちろんそうです、したいですよ。でも、できないこともあったりとかっていうところで、いやいやいや、それ、絶対だめでしょっていうので押し通されちゃうと、逆に決まらなくなるかもしれないし。表があつて裏があるところで、裏のこともちゃんとわかっている人がいない限り、その話し合いはなかなか公平なものとして成立しないのではと思います。もちろん、いっぱいいてほしいですし、でも、運営する側とすると、給料をつくってそれを払っていかなきゃいけないところで、もう一人欲しいけど、でも実際、帳簿見たら難しいなということもあるわけだし。現場の直の意見って大事だし、そこはちゃんとまとめて話さないと、とは思います。3人とかっていう人数の問題なのか、そこは代弁者としてのプロみたいな人を立てて、全般よくわかる中で、その中でもちゃんと思いをくんでくれる人を探してきて話をしたほうが万遍なく、表の現場しか保護者は知らないわけだし、もちろんそこがニーズ、かなえてほしいからこそそこに預けようと思うわけだし、そこは大事だと思うのですが、でも、その裏にある、向こう側に座っている方々の思いなんかもあるわけで、そこは毎日、保護者代表として園と意見を交わしているでしょうから、現役として。そこだけ通すのは、だめとも言いませんけども、100でもないだろうなどは思います。こういうのは現場サイドとしてはどうなのでしょう。いろんな思いが毎日、保護者からのニーズは上がってくると思う。

【委員】 今は本当に千差万別、いろいろな人の意見がものすごくたくさんありますので、そのどれか一つ、柔軟にいろいろしてあげたいと思ってすると、今度は反対に、どうしてあの人だけとか、そういう公平感がないっていうと、そういうところも問題が出てきますし、それぞれ家庭の事情もいろいろありますから、それに向かってなるべくいろいろしたいと思っていることも、ある程度の線を引いて、できることとできないことっていうのはやっぱりありますから、その辺は今の時代は難しいと思います。

【委員】 私はパターン2の意見を出していたと思う、利益を代弁するという言い方は違いますけ

れども、保護者が推薦する保育にかかわる学識経験者2名、そのうち1名を保護者のほうが推薦するというので、その人が十分に保護者の気持ちをくんでくれて、ある意味、専門家なので、いろんなところに出ていってわかっている、他市の民営化のこともしっかり勉強されているでしょうし、一番思いをくんで、ある意味、責任者としてなっても、保護者には責任がいなくて、その人が代表でしていたということでもいいかなと思っていたのですが、アンケートで「保護者が」と書いてあったのを見たら、保護者と思ったのですが、また、今、心の中で、保護者に負担がかかると迷っています。自分たちのこの気持ちをうまく代弁して伝えてくれるっていうことは、してもらえる人を選べばいいのではと思います。

【会長】 何かほかにご提案ありますでしょうか。

皆様の意見を伺っていて、1の保護者が直接委員としてということについて、ここだけは決めていただきたい。直接委員ということと、オブザーバーということがあったと思います。3つとも生かす、今の委員の思いもお伺いしますと、保護者の責任というところにもすごく、現場としては園長としての責任感というのがあって、事業主としての責任感ということだと思うのですが、この場合に、パターン1も入れるということを最大限に譲歩した場合に、先ほど提案があった、オブザーバーとして出席していただく。パターン2で、それプラス、もしこの人に代弁してほしいという人が保護者会で選定していただければ、その方も委員に推薦していただく。パターン3ももちろんやると、全てできるだけ保護者の気持ちを吸い取りやすいけれども、保護者の個人的な負担にならないような方法を組み合わせ選定していくという方向でいかがでしょうか。よろしいですか。

そのようにさせていただきます。

【委員】 事業者の募集方法で、期間とかは2か月とかでいいですが、「広く情報提供を行い」と入れてもらって、なるべく多くの法人に応募していただくといいかなと思います。

【会長】 「広く情報提供を行い」と、何番ですか。

【委員】 2番ですかね。

【会長】 2番は期間じゃない。

【委員】 じゃあ、優良な事業者を確保するため1番。

【会長】 1番ですね。広く情報提供を行い、公募により実施する。

【委員】 日本語としておかしい。

【会長】 だから、公募するというのと、その公募はできるだけ幅広く。

【委員】 それが公募なのでしょうがね。

【会長】 そうですよ。

【委員】 「公募」という言葉に不慣れなので。わかりました。

【会長】 委員のほうから1ページ目で何かあったと思うんですけど。

【委員】 進め方のところですが、「他市でこの項目に記載している内容は他項目で包含できるので、この項目は設けない」とあるのですが、実際、つくっていただいた要旨に入っていないだけかもしれないんですけど、例えば、民営化の進め方というのを入れている市だと、保護者の理解や協力が不可欠であるとか、こういうものを選ぶという基準のようなものではないですが、情報を公開することであるとか、子どもの最善の利益というのは先ほど理念に書いているので、それは入れなくてもいいと思うのですが、事業者が余裕を持って準備を行えるような期間を確保するとか、進め方として、文言が変ですけれども、民営化をみんなに安心してもらった状況の中で進めていけるような方法をとります

という宣言ですね。

【会長】 では、立川市、日野市、国分寺市などの文言を参考にしながら、安心して進めていけるような言葉を入れるということ。

【委員】 入れていただきたいなと思います。

【会長】 よろしいでしょうか。

では、そのようにしていただきたいと思います。

それから、5ページ目、6ページ目、前回議論になったところで、4ページ目の基本的条件の⑤です。「対象施設の年間行事を継承すること。なお、新たに行事を実施する際は、保護者にあらかじめ説明を行い、保護者の了解を得た上で実施すること」、これについて、結局結論が出ないままであったと思うのですが、このような文言だといかがでしょうか。他市とかでは、「原則として継承する」とかという表現があったと思う。保護者の了承もしてなのかなと私は個人的に、保護者が了承しないとやっちゃだめという、せつかく新しい事業主がやること、何かそういう表現がないかなと気になったのですが、いかがですか。

【委員】 後半の文を消しながら、原則として継承するというぐらいのほうが無難かな。それこそ新しい園のいい方法も何かしらあるわけで、でも、かといって、もちろん伝統行事は絶対なくしちゃだめだと思っている。お伺い立ててやらなくちゃできないというのは、どうなのでしょう。何か気持ちが悪いか。

【委員】 前にただやっていたのでやるというだけでもおかしいかなとも思いますよね。

【委員】 絶対的な伝統行事はもちろんあると思う。そこはもちろん絶対やるべきだと思うし、かといって、これはこのように変えたほうが楽しそうだけどねっていう、新しい園が持っているスタンスもミックスしていかなくちゃいけないわけで、それを逆に、それはまた保護者に対して、1歳上の園児たちのイベントって、保護者として全部把握していますか。

【委員】 はい。

【委員】 イモ堀とか何とか幾つかはあるけど、1から10まではさすがに僕も覚えていない部分で、大事な8割と残りの2割、残りの2割も、実はこうしたいというのを聞かれてというのはどうですかね。

【委員】 年間行事を検証するというのは、ただやっている、名前だけではなくて、その行事の持っている意味をもちろん継承していけば、それは形が変わっても、行事の内容を展開できる行事であれば、それはそれでいいと思う。何個か見ると、最低1年間はそのまま変更せず、その次の年から新しい事業者と考えて変わっていくということはあるのかなと。新しくなって、もちろんよくなっていくこともあると思いますし、ただ、1年間は子どもの期待もあつたり不安もあつたりする中で、私としては、前の1年間の引き継ぎでいろんな行事とかの意義とかを継承して見てもらって、その1年間やってみて、次からもっとよりよくしましょうとなることは、それはいいと思いますので、だから、保護者の了解というか、理解ということですね。了解というのはおかしいと思う。こういう考えを理解してもらって、新たなものをしていくということはいいいのではないかと思います。

【委員】 「年間行事を継承すること」というふうに決めないで。

【委員】 行事の持つ意味。

【会長】 引き継ぎのときに、具体的な今、在園児と保護者と保育内容の引き継ぎなり行事の引き継ぎについては、特に移行期については十分な話し合いを、了解を得るとか理解を得るといことが

必要になってくると思うのですが、そのままずっとやることを基本要件に入れてしまうと、これは新しい法人の将来まで束縛してしまうことになるので、引き継ぎの三者協議のところでのことを書いて、ここには入れないというのが望ましいのではないかと思いますのですが、いかがですか。それではだめですか。

【委員】 三者協議とかはかなり了解ぐらいの強い縛りでもいいですけど、この基本条件は原則継承で、日本語をもう少し思いを込めた日本語ですれば、委員が先ほどおっしゃっていたように、保護者のこれまでの行事に対する思いを尊重しながらなど、そういう形にして、みんな大体同じことを考えているのはわかります。文章に反映されればいいのではないのでしょうか。「了解」はこれできつ過ぎる感じがしますけど。

【会長】 「なお」の後は取って、「原則として」と。

【委員】 思いをみんなが思っているという、そういうものは大事にしたいよねっていう。

【委員】 行事だけが条件になるのかなと思いますけどね。ほかにもいろんなことがあると思うのだけれど。

【会長】 「対象施設の年間行事を原則として継承すること」という文言でお願いします。

皆様のほうで、残りが25分ぐらいになってきましたが、ぜひここはもう一度検討したいということになりますでしょうか。

【委員】 3ページのところになるかもしれないですが、「現在ある保護者会の活動を尊重し、継続すること」をどこかに入れてほしいなと思います。どこかに入っておりますか。保護者会活動をされていたので、その保護者会活動を今後尊重してもらえて継続する、見守っていくというか、そういうことを入れてほしいなと。保育内容ではないですよ。

【委員】 基本的条件のところかなと私は思っていました。でも、それも行政では、ここに書くことが強制になってしまうと、怖いなと。

【会長】 どうでしょう。私立の園としては、保護者会の継続というのは基本的条件に入れられた場合、いかがでしょう。

【委員】 ある園とない園がありますので、ある園にしてみれば、そんなに不都合なことはないと思うのですが、ない園からしてみると、どうなのでしょうかね、その辺は。うちの園はあるので、あってもそれは構わないと思うのですけれども、いろいろ私立の園を見ていますと、ある園とない園とありますから、その辺が法人の考え方とかあると思いますので、どうでしょう。

【委員】 今は保育園とは別で自主的につくっているものですよ。だから、それがそのまま残るとすると、その活動を保護者会の中でいろんなことを保育園に対しても、いろんな思いとかお願いごととかもまとめた意見としてもらったりしているので、あと、横のつながりが、小学校に行ってもずっと続くことなので、同年齢じゃない異年齢との保護者とかかわりも持てるので、自主的であっても存続を認めてくれる事業主であってほしいなというのは思う。どこに、基本的条件のところですか。

【委員】 どちらかという、園の中だけのあれではなくて、外に対する社会みたいな。

【委員】 いや、園の中の。

【委員】 もちろん、園の中のこともいろいろ、保護者の思いを園側に伝えるとか、伝えるにくいことを言うとか、そういうのはあると思うのですが、そのほかのつながり、外のあれにすぐつながらなければいけないとか、そういうこともあるわけですから。

【委員】 ただ、今、公立の園が民営化になった場合、今まで4園でかかわりがありましたよね。

それがいい意味で残って、私立と公立とのかかわりが保護者の中でもつくっていったら、園がきっかけになって広がっていくというのも、同じ小学校に上がるので、つながりが深く広がってくればいいなというのであれば、横にもつながる部分はあるかなとは思いますが。

【委員】 保護者会に関しては、上の人のお考えというか、そうだろうと思いますが。

【委員】 園長のということでしょうか。

【委員】 やりやすい、わからないですけどね。うちの場合はあるので、そんなにあれではないですけれど。

【委員】 今までがある園がこうなった場合に、いきなりないっていうのも。

【委員】 ないところが、あるっていうと、やりにくいというか、やり方が。

【委員】 受け継いだところがですね。

【委員】 あるかもしれませんね。

【委員】 それを理解して受けてくれる事業主であってほしいなというのも思いとしてあります。

【委員】 さっきの年間行事の意識と似ていると思うし、そういう意識があるからこそ、こういうものを入れてくれるところ、なかったらいいわけ、ニーズにも上らないわけだから、そこは一文あってもいいのではないですかね。あるから、できませんというわけでもないですね。そういう団体があるのは、どこであれ、あるのはあるでしょうし、強く言う代があって、強く言わない代があるというのについて温度差はあるでしょうし。

【委員】 ありますね、年度によってね、確かに。

【委員】 さらに入れておけば。

【会長】 さらに。任意の保護者会活動などへの協力支援を惜しまないとか。

【委員】 意見交換を行うとかっていうぐらいがいいのかなと。

【会長】 理解を示すこと、そういう活動を尊重して継続できること。

【委員】 急に解散しろとは言わないでしょうからね。

【委員】 そうですね。尊重するというふうに。

【会長】 尊重する、はい。

【委員】 かかわるほうにしても、あることが前提だとは思いますが。そんなに難しく考えなくても。

【委員】 なければならないで、いいかなと。

【委員】 あ、楽だなと思うぐらいのレベルだから。

【委員】 今の世の中、そんなのやりたくないっていう人もありますでしょ。

【委員】 そういう保護者が多いですね。

【委員】 だから、そういうところはその年代っていうか、なけりゃ困るっていう人たちばかりでもないだろうし。

【委員】 そうですね。ないほうが楽っていうこともありますからね。

【委員】 なければならないで、別にいいという人も結構いるのではとも思いますけれども。

【委員】 それもじゃあ、年間行事と同じように、しばらくやっていくうちに変わっていくこともあると思いますが、とりあえず最初の条件は、今ある保育園を民営化するので、尊重してもらいたいなど。

【会長】 保護者の活動を尊重すること、ということを経営的な条件に入れるということでもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

【委員】 幾つかあるのですが、基本的条件のところ、民営化対象園が決定したときに、その見学会を実施することというのはどうなのかなと思って、アンケートで意見があった項目ですけど、委員、どう思いますか。

【委員】 見学会ですか。

【委員】 急に見学会に来られたらどう思いますか。今ある園を見たいという人がいた場合。

【委員】 入りたいという方は常にいらっしやっていますし、見学は。

【委員】 別に書かなくても。

【委員】 別に書かなくても希望すればいつでもオーケーのところが多いのではないかと思いますけれども、日にちは決められるかもしれませんけれども。

【委員】 それは入れる必要はないですか。

【会長】 見学会をやるということは、保護者に攻撃されるので準備して。

【委員】 フィルターをかけちゃう。

【会長】 準備するというよりは、先ほど委員の、心配だったら見学に行くぐらいの、保護者の方々が自主的にいろんな園を回るぐらいの、準備されたものに行くよりも自分で情報収集したほうが良いと思う、心配であれば。

いかがでしょうか。

【委員】 ありがとうございます。あと、「しょうがい児保育を実施すること」というのが2番目にあるのですが、民営化されたときに、今いた園のしょうがい児が、例えば、新しいところがしょうがい児の対応ができていなくて出されてしまうなんていうことがあってはいけないと思うのですが、そういう文言に変えられないでしょうか。

【会長】 ただ単に「しょうがい児保育を実施する」ではなくて、現状と同じような規模でというのでしょうか、何ていうのですかね、受け入れ、現状と同じような体制でということですね。

【委員】 現在、受け入れ枠というのがあるのですか。例えば、何人までとか。

【委員】 以前は多少あったのですが、今は比較的希望は、1つのクラスに余り多くなるということは避けますけれども、それでも入っていて途中でわかった場合は、クラスに5人も6人もいることはありますけれども、基本は、希望があればできる形で受けていくという市の方針ですので、それに合わせて環境を整えたり、環境の中に人手もあったりということでこれまできています。

【会長】 では、ただ実施をするだけではなくて、質とか量の面でも現状より落とさないということでもよろしいでしょうか。

【委員】 あと済みません、民営化の検証についてのところが、前回の話だとガイドラインに入れるのが難しいというお話だったのですが、基本的条件の中に、民営化された後の在園というのは、基本、今、5年最長でいることになると思う、小さい子に関しては。例えば、5年間の検証を柔軟に対応すべきというか、例えば、市がどうですかという話をしたときに、こうですというのを最後まで5年間やったださるということを基本的条件に入れるのは難しいですか。

【会長】 どうでしょうか、検証というところ。

【委員】 三者協議がずっと続くということですか。

【会長】 5ページの(3)の市の確認、点検、支援というところですね。

【委員】 5年より後のことじゃないですかね、もっと長い期間。

【委員】 相当、市が責任を持つっていう。

【委員】 ただ、前回、期間ということよりも、流されないように、この年度は多めにとか、回数みたいなことを確認したと思うのですが。

【委員】 ほかのところでもいいですか。

【会長】 もちろん、ごめんなさい、全体的に残り少なくなってきましたので。

【委員】 質問ですが、最後の6ページのところに、評価と公表というところに、「民営化後の評価として、福祉サービス第三者評価の受審を義務付ける」と書いてあるのですが、私はよくわかっていないのですが、福祉サービス第三者評価っていうのは東京都福祉サービス第三者評価と同じことですか。全体、福祉について全部の評価をしたのにこういうことがあったら問題になる、そのような意味ですか。福祉サービス第三者評価というのは、全部の福祉について。

【会長】 その園の。

【委員】 園の評価ですか。

【会長】 園の評価を受けて、その結果が今回。

【委員】 第三者評価委員というのと、福祉サービスというのがついていたもので混同していたものですから、最初にして。

【会長】 そうですね。おっしゃっているのとおそらく一緒だと思います。それを基本的条件とかに入れますか、むしろ。これまできちんと評価を受けてきていることとか、それは厳しいですか。東京都の第三者評価を受けて公表している事業主であることとかっていうことを。

【委員】 その件、どうなっているのでしょうか。おそらく現場に聞いたほうが。

【委員】 東京都か何かの福祉サービスのホームページか何かに、受けているか、受けていないか、最低3年に一度ということが決まっていますので、前はそのほかのときには利用者アンケート、アンケートの結果というのもあったのですが、今は第三者評価を受けているか受けていないか、それを公表しているか、していないかというのは出ていますよね。

【会長】 それを条件にすると、国立市は、私立保育園は受けていますけれども、全国的に見ると、まだ受けていないところもたくさんあるので、東京都に限っては浸透していますけれども、そういう足かせをして大丈夫かなという気持ちはありながら。

【委員】 むしろ受けないと、補助が減らされるから。

【会長】 ああ、そうですね。

【委員】 極端だよ。県外からやってくるのも思いづらいことと、現場としてやっているというのでしたら、じゃ、思い切って書いてしまってもいいのかな。そのほうが安心するというか、ガイドラインっぽいというか。

【会長】 選定基準ではなく基本的条件にしますか。

【委員】 書いてあればどこでもいいですかね。条件は変わらないわけだから。

【会長】 事務局のほうか、どこかそういうのを入れられそうですか。

【事務局】 第三者評価についてでしょうか。

【会長】 はい、そういう記載を。基本的条件か選定基準か。

【事務局】 選定基準として、受けているこということを基準に入れるということですよ。

【会長】 そのときには毎年受けるのか、何年に一度受けるのか、毎年受けても構わないですよ、これは。それか、大体3年に1回。

【会長】 選定基準に入れておくと、毎年受けている人は加点になるわけですよ。

【事務局】 もともと、そうやって新制度で3年に一度、受けることが必要。実際に第三者評価というのは福祉サービス全般なので、しょうがい者施設、高齢者施設全てが評価の対象になっている。保育の部分は、どちらかというと弱かった部分があるのですが、新制度の中でやっていくようにという形が。

【会長】 特に書かなくても大丈夫ということですか。

【委員】 当たり前。

【事務局】 先ほど委員が言われたように、東京都ですと、東京都の保育サービス推進費ということとは、園に直接東京都が支払う補助に全部反映しますので、それがポイントという形になりますので。

【委員】 むしろ、現場としては積極的にやっている、補助を求めて。

【委員】 そうですね。

【事務局】 こちらで確認をしたほうがよろしいかと思えます。

【会長】 何かそれで制度がよりよいものに。

【事務局】 先ほど委員がおっしゃったように、東京都に限らず広くとなったときに、今、委員がおっしゃったように、受けていないところがあったときに、もともとこのガイドラインの審議では手を挙げる業者が少なかったらどうするのかとかじゃなくて、基準は下げないでしょという前提で話をしていましたので、確認をした中で記載をしたほうが良いと思いますので、確認をさせていただきます。

【会長】 わかりました。ありがとうございます。

済みません、残り時間少なくなってきましたけれども、いかがでしょうか。ほかにございませんでしょうか。委員、お願いします。

【委員】 事業者の選定基準の中で、「⑥資金計画や事業運営において健全性や透明性を確保している」とか、「⑩職員の人材育成が積極的に行われており、園運営に職員に参加がなされている」というのが基準としてあるのですが、以前に審議会で、社員が安定的に運営できるかという、経営の面での安定的というのでなくて、保育士の先生方のシフトですとか、勤続年数をチェックさせていただいた上で、出入りが余りにも多いのではないのかといったことを見せてもらったほうが良いのではないのかというようなことがあったかと思うのですが、例えば、今言った事業運営の健全性とかということにシフトなんかも入ると思うのですが、この基準の要旨だけで、そこまでしていいのかというか、ここに書いておかないとそれを調べられないのなら、勤続年数とかシフトが健全であることを確認するみたいなの、そういう文言をここに入れないと、健全ですと言われて終わってしまうと思いました。

【会長】 ④の「豊富な経験、意欲のある職員」のあたりで、意欲があれば、どんどん先生がやめちゃわないし、経験も積み重ねられるので、ここでどちらかと言えば問うことはできないですかね。

【委員】 第三者委員会の中で。

【会長】 こういう基準があるのだが、お宅は何年選手がどのくらいいて、すぐやめる人が何人ぐらいてとか、そういう話とか。あと、意欲が存続できるような、意欲を持って働けるようなシフト制になっていますかという、職員の素質というか、そういうのはこのあたりでいかがですか。

【委員】 この部分でそのような質問ができて、そういったものを見せていただくことに問題がないのであれば、このままでいいです。

【事務局】 今の⑥のところ、資金計画や事業運営の健全性、当然、財務の状況と、今、どこかで経営していることが前提になりますので、そうすると、財務もそうですが、その職員構成ですと

か、勤続年数がどのくらいだとか、当然、給与の状況も見させていただきますので、細かい記載になってしまうと本当に細分化されてしまいますので、こちらとしては、当然、そこは事業運営の中の一環として見ております。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【会長】 ほかによろしいでしょうか。

【委員】 公立では今、災害時マニュアルというのがあって、保護者に配布されているのと、廊下に掲示されているのですけれども、私立のほうって。

【委員】 もちろんあります。

【委員】 それも配布されていますか。

【委員】 配布されています。

【委員】 であれば、入れなくてもいいですね。そういうのも必要かなという意見があったので。

【委員】 それはやるのが当たり前になっていますので。

【会長】 ⑬に「健康、安全面に対する管理体制」という項目もありますので。

【委員】 一斉メールとかもありますよね。

【委員】 あと、基本的条件、4ページの苦情対応への体制のところ、「整備すること」ではなく「整備し、広く公開すること」としていただきたいと思っておりますけれども。

【事務局】 少し聞こえないのですが。

【委員】 4ページの基本的条件の⑦「苦情対応への体制を整備すること」を、「体制を整備し、広く公開すること」では変ですか、そういう意見があったので。

【事務局】 保育所保育指針の中で、苦情の公開をしていかなければいけないと出ていますよね。

【委員】 受けた苦情は公開するのが当たり前。

【会長】 苦情解決制度自体がありますね。

【委員】 保育園に常に掲示されていると思います。

【会長】 体制が整備されているというのは、公開までしているということ。

【委員】 公開を前提とした体制ができています。

【委員】 5ページの(9)移管のスケジュールのところ、民営化保育園が決定していないので、スケジュールの記載はしないとあったのですが、以前、委員がつくってくださった資料の、準備、最低2年という記載があったのですが、そういうのはあったほうがいいのではないかなと思うのですが。

【会長】 済みません、5ページの。

【委員】 5ページの(9)移管のスケジュール。あ、4ページですね、済みません。

【委員】 4ページの(9)移管のスケジュールですね。

【委員】 前回の審議会委員が提出してくださった資料には、準備に2年、最低期間を2年間確保するというふうに書いてあったのですが、決定から移行まで、それは記載しなくていいものなのかどうか。

【委員】 決められない、決定してないから。それとも、それも条件になっちゃうのかということじゃないですか。

【委員】 私がここに書いたのは、ほかの市でそういうふうにあったので、まねして書いただけなのですが、事業者が決まりました、すぐ民営化ですというふうにあつという間になってしまって、準備不足になってしまうといけないと思ったので、最低これだけの期間をかけて引継ぎをしてください

という、準備期間2年が妥当かどうかわからないですけれども、丸1年は行事を全部見たほうがいいのかというのは皆様いいと思うのですが、2年がいいのか、1年か、小平は3年とあったのでわからないですけれども、準備期間をきちんと確保するという記載がほかの市であったので、そういうふうに入れました。十分な準備ができるように、わざと長めの期間というか、最低期間でできると、本当にすぐできってしまうかもしれないので、準備期間をきちんと定めるのも一つの手かなというふうに思っていますけれども、いかがでしょうか。

【会長】 いかがでしょうか。事務方のほうは、それは決めて大丈夫、問題ないでしょうか。

【事務局】 前回の答申で、基本的なある程度、規模感、スケジュール感みたいなものは書いてありますので、今言ったように、決定してないからなかなか、建物をどうするのか、全体の、どこの園と決まらない限りわからないので、厳しいのかなというのを事務局では捉えています。

【会長】 ただ、最低2年とかっていう、準備を含めて。

【事務局】 最低なのか最長なのか、難しいところですね。最低って言われてしまうと、今、計画が出ていないので。

【会長】 例えば、小平市だとか稲城市は「2年程度」とか「3年程度」とかって、最長でも最低でもない「程度」という形で。

【委員】 目安ですね。

【事務局】 答申で一度検討していますので、その範囲で記述というのはしてよろしいかなと思いますが、それを明らかにこういう表現だと……。

【会長】 じゃあ、具体的な数字ではなく、答申に書かれているような表現でこのスケジュールについては。

【事務局】 無理のない形にはなるので。

【会長】 よろしいでしょうか。

予定時刻を過ぎましたが、よろしいですか。

その他が今後の予定ということで議題になっていたと思いますが、事務局のほういかがでしょうか、今後の審議会予定。

【事務局】 予定としては、まだご意見があるところもあると思うので、どこかでもう一回、自主的な勉強会を設けるという形をとらせていただければ、もちろん公開で構いませんので、クローズでやるつもりもないので、残りの部分、ご意見があるということであればやるかというのか、もしくは、いついつまでに意見をこちらに送ってください。訂正を入れたものをお返りするという方法、どちらがよろしいかなんですが。

【会長】 いかがでしょうか。

【事務局】 自主勉強会というのがよろしいということであれば、先に赤を入れたものをもらっておいて、じゃないと時間がまたもったいなくなっちゃいますので、日程のほうは調整をしないといけません、かつ、全員が出られるかどうかというのは微妙なところもありますので、ご意見のある方は事前に伺ってというところで対応させていただければと思いますが、それでいかがでしょうか。

【会長】 それは正式な審議会ではないので、どの程度意見を反映できるかどうか、全員のメンバーがいなくて赤を入れたものについて話をしても、まずいのではないのでしょうか。むしろメール審議のような形で、こういった赤について、反対、賛成かぐらいの審議だと、きちんと全員の意見の反映になると思う。お考えがそれぞれ出てくると、これからこれがいいというのが出てきたとして

も、それは話し合いでやっていくというよりは、今はここまではみんな合意を得ているけれども、今後の変更については、半数以上の賛成がなければ変更ができないとか、まだここを直したいとか、ここにもっとこれを入れたいということがあれば、それはご意向を伺うということではだめですかね。

【委員】 10月11日の予定はどういった形で。

【事務局】 こちらとしては、今、9月17日に中間の報告会といいますか、審議の形の勉強会というんでしょうか、グループワークみたいな形でご意見を聴取する機会を設けたいと思っています。それに先立って、今の予定ですと、この調整したものを、本当の骨子ですね。今のこの段階ではこういうところまでまとまっていますよというのを、パブリックコメントということで、8月16日から9月10日程度までパブリックコメントを設けたいと思っています。これは当然、ホームページ等でお知らせして、市内何カ所かに設置しますけれども、それ以外に公立の保育園4園にも張り紙をするなり、この骨子を先にお渡しをして、園の中でも意見を受けられるように意見箱みたいなものを設けて、10日までにまとめて17日に、これは審議会と事務局同時主催になりますので、その中でまた保護者の方々にもご参加いただいて、対象はまた検討させていただきますが、なるべく早く情報を、きょうのお話にもあったように、公開をして、17日に初めてこの骨子が目に行くなんていうことのないように、なるべく早いうちにお渡しをしたいと思っています。

【会長】 ということは、これを公開するのは8月中旬、16日ですか。

【事務局】 16日から公開の予定です。

【会長】 から公開ですよ。そうすると、きょうが8月2日ですから、その前までにまたご意見がある方は、難しいですよ。16日前にまたみんなが集まって、揉むというのは。

【事務局】 審議会というのは公開制のこの場で議論いただくことで来ていると思いますので、補足的な部分では、会長がおっしゃるような、メールか何かで合議していただいて、おおむねいいでしょうという形でさせていただいたほうが、それは今週ぐらいをめどに、補足という形で考えていただいたほうが。

【会長】 そうですね。大まかなところは、どうしても今、ご意見がなければこれで方向性としていきたいということをお願いしたいです。それでまた、説明会とかパブリックコメントによってもまた変わってくるわけですから。まだ変わってくるチャンスがあるわけですよ、この後。とりあえず今、途中経過として公開してということで理解してよろしいですよ。

【事務局】 はい。あくまでも骨子。

【会長】 正式な次回の第11回るときには、どういう予定ですか。

【事務局】 10日でパブコメを締めます。17日で意見交換会といいますか、タウンミーティングをやります。それで最終的に骨子に対するご意見というのは締めたいと思っていますので、9月30日ぐらいには、各委員の方にパブコメなりタウンミーティングでやったときの意見を反映したものをお配りしたいと思っています。それを必ず事前にお読みいただいて、11日の審議会を迎えさせていただければと考えます。いかがでしょうか。

【会長】 スケジュールにつきまして、よろしいでしょうか。できるだけ意見交換会、9月17日の午前中ということですよ、審議会の委員の先生の方々にはご出席していただいて、できれば。

【委員】 場所は。

【事務局】 場所は、今、地下の食堂を一応考えています。保育もつけたいと思っていますので。また、進め方については考えたいと思っています。9月10日に副市長と公立の保護者の方との意見

交換会をやりますので、この週中ぐらいに合わせた形で全保護者あてにお配りできるようなものをご用意したいと思っております。

【会長】 スケジュール等について、何かございますか。

特になければ、大丈夫です。

【事務局】 済みません、それで、ご意見があれば8日までにいただければと思いますので、メールでも結構ですし、窓口のほうにお見えいただいて、ここをこういうふうに赤を入れて、こういうふうと思うが、みたいな形になりますけれども、直接お話をいただいてもどちらでも構いませんので。

それともう一点、長くなっちゃいましたが、公立保育園民営化に対する意見書をいただいていた、これについて、審議会と委員にもご意見を聞きたいと思うのですが、この役員の方々と意見交換、審議会との意見交換会みたいなのをやりたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員】 審議会と各？

【事務局】 このお名前いただいた会長と。

【会長】 参考資料2の4名の方ですね。

【事務局】 先日、福祉保険委員会と7月16日に公立4園の保護者会の役員の方との意見交換会をやりましたので、今回、審議会あてにこういうふうにいただきましたので、今後どういうふうに進めるかというのを、ご意見をいただければと思いますので、会長、副会長はご参加いただいて、あとは当然、皆様出ることができると思いませんから、そのあたりが、基本的によろしいんじゃないかということであれば、こちらで調整させていただきたいと思いますが。

【会長】 いかがでしょうか。よろしいですか。

はい、ではそのように進めてください。

ほかに大丈夫ですか。皆様もよろしかったでしょうか。

では、本日の保育審議会、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。